

令和3年度門川町放課後児童クラブの加入手続きについて

門川町では、放課後に帰宅しても保護者が仕事などで家庭にいない、小学校低学年（1～3年生）の児童の健全育成を図るために放課後児童クラブを開設しております。

放課後一人ひとりの児童が安心して楽しく過ごせるように、支援員と一緒に活動します。

【対象児童】 放課後または授業がない日（土曜日、長期休み期間など）の日中に保護者のいない家庭の小学校1～3年生の児童

※同居する祖父母等が児童と過ごせる場合は対象外です。

※校区外申請をされる方は対象外です。

【開設児童クラブ】 ①門川児童クラブ（門川小学校児童対象）

②もりの木児童クラブ（門川小学校児童対象）

③五十鈴児童クラブ（五十鈴小学校児童対象）

④草川保育園児童クラブ（草川小学校児童対象）

【開設時間】 授業のある日 : 放課後～18時

授業のない日 : 7時30分～18時

【休館日】 日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）

※台風や災害等、特別な事情によりその他の休日を設けることがあります。

【料 金】 月額の利用料（8月を除く月 4,000円、8月 6,000円）

・登録によっては、上記料金と異なることがあります。

・利用料と別に、おやつ・活動費等がかかります。

【手続き】 1. 必要書類

●児童クラブ加入申請書

●児童の健康調査票

●就労状況届（父母、及び同居している祖父母等の全員分）

※現在利用している児童も申請が必要になります。

2. 申込み期間

令和2年12月1日（火）～令和3年1月8日（金）

3. 配布・提出先

門川町役場 福祉課 子育て支援係

【その他】 ・希望者が多数の場合は、低学年の児童を優先し調整させていただくことがあります。

・期間を過ぎた場合や年度途中でのお申込みは、加入できないことがあります。

・長期休みのみの利用を希望する方も、上記期間内にお申込みください。

・後日、利用するにあたっての説明会及び親子面談を行います。

【お問い合わせ】 福祉課 子育て支援係 ☎63-1140（内線231）